

# IX 改正の有無も踏まえて整理 役員をめぐる開示事項の 留意ポイント

有限責任 あずさ監査法人  
公認会計士 飯嶋 めぐみ

心に解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であること

をあらかじめ申し添える。

## 有価証券報告書における役員報酬の開示

●改正開示府令により、有価証券報告書において、役員報酬につき、報酬プログラムの説明、プログラムに基づく報酬実績等の記載が求められることとなった。

●有価証券報告書の記載を基礎として、社外役員報酬総額を社外取締役、社外監査役別に区分記載することにより、事業報告との記載の共通化が可能とされる。

●関連当事者に該当することとなる役員等と会社との取引を適切に把握・監視する必要がある。

本稿では、有価証券報告書において開示対象となる役員報酬の範囲や、関連当事者情報といった留意が必要と考えられる役員関連事項を中

役員報酬については、2019年1月31日に金融庁から公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)改正により、2019年3月期から有価証券報告書等における開示が拡充されることとなった。

2018年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告書」においてなされた、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」に向けた適切な制度整備を行うべきとの提言を踏まえ、役員報酬については、有価証券報告書等において、報酬プログラムの説明(業

績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求めるとされたものである。

## 開示対象となる役員報酬

有価証券報告書等において開示が求められる「提出会社の役員報酬等」について、開示対象となる提出会社の役員報酬と役員報酬等の定義(開示府令 第三号様式 記載上の注意(38))は、開示府令改正後も変更はない。

開示対象者…提出会社の役員(取締役、監査役及び執行役をいい、当事業年度の末日までに退任した者を含む)  
役員報酬等…(1)報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、(2)当事業年度に係るもの及び当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの(当事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く)

### (1) 職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益

役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、その名称にかかわらず「報酬等」の定義にあてはまり、開示の対象となるとされ(「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(2010年3月31日金融庁公表)(以下、「金融庁の考え方(2010/3/31)」84)、役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益に該当する場